

デジタル社会の推進と人口減少への対応による 新たな地方創生の実現に関する決議

我が国における急激な人口減少は、行政サービスも含め、担い手不足が急速に深刻化する中、インフラや公共交通、物流の維持等に支障を生じさせ、あらゆる社会課題に対応しなければならない局面を招いており、日本社会の将来にも大きな影響を及ぼすと考えられる。

都市自治体の多様な取組にもかかわらず人口減少に歯止めがかからないなど、地方の置かれている状況は極めて厳しいものがあり、その克服に向けて、地方創生の取組が極めて重要である。

また、公共サービス等を維持・強化するためには、デジタルトランスフォーメーションを推進し、デジタル技術を活用した効率化と利便性向上に取り組むことが必要である。特に、デジタル社会形成の司令塔を担う国の役割は極めて重要であり、様々な施策実施や課題解決を現場や自治体任せにすることなく、地域の実情や懸念に真摯に寄り添った対応が求められる。

あわせて、教育分野におけるGIGAスクール構想の推進をはじめ、デジタル化の進展を支える人材育成・確保についても、引き続き、積極的に取り組んでいくことが重要である。

このような中、国においては、人口減少や少子高齢化に対応するため、「新しい地方経済・生活環境創生本部」を創設し、今後10年間集中的に取り組む基本構想を策定する「地方創生2.0」を掲げている。

政府においては、今こそ人口減少、東京一極集中の是正などについてこれまでになくような大胆な政策を打ち出し、強力に推進することが必要である。

（人口減少への対応による新たな地方創生の実現）

「新しい地方経済・生活環境創生本部」は、「地方創生2.0」の起動に当たり、少子化対策を軸とした人口減少対策、東京一極集中の是正を明確にした我が国のグランドデザインと今後の地方創生の取組の方向性を示し、国と地方の役割分担のもと、都市自治体の自主的・主体的な取組を強力に支援すること。

また、これまで政府関係機関や企業の地方移転の推進、地域における創業の促進、生産拠点の積極的な地方分散化、地方拠点強化税制の拡充、地方移住の推進、地方における所得向上など、地方への人や仕事の流れを作り出す施策を進めてきたが、これらを更に充実させるとともに、誰もがチャレンジでき、若者・女性に選ばれる地方、誰もが安心して子どもを産み育てることができる地方、多様性のある地域分散型社会づくりに向け、これまでになくような大胆な政策を打ち出し、強力に推進すること。

（デジタル社会の推進による新たな地方創生の実現）

デジタルトランスフォーメーションの推進は、人口減少が進む地方における様々な課題解決や地域の魅力向上に資するものであるため、地域における自由な発想と創意工夫を凝らした様々な取組に対し支援を継続すること。

地域のデジタル化を進展させるためには、専門知識を有する多種多様な人材が不可欠であることから、人材還流促進など当面のデジタル人材確保策を強化するとともに、今後のデジタル社会を見据えて、地方においても、デジタル人材の育成・確保に資する教育の充実と産業の育成について積極的な取組を行うこと。

あわせて、5G・光ファイバ等のデジタルインフラの速やかな全国展開やマイナンバー制度の信頼性確保とともに、マイナンバーカードの利便性向上と民間を含めた利活用シーンの拡大など、デジタル社会の実現に不可欠な基盤の整備を引き続き推進すること。

また、地方公共団体情報システムの標準化に当たっては、デジタル基盤改革支援補助金が、都市自治体の必要経費に対して大幅に不足している団体もあることから、その状況を把握し、移行経費について全額国庫補助により必要額を確実に措置すること。さらに、ガバメントクラウド利用料等の運用経費についても、国が主体となって、関係者との協議による適切な料金設定や為替リスクへの対応を行うことなどにより、現行の運用コストよりも負担増とならないようにするとともに、運用経費について、適切な財政支援措置を確実に講じること。

加えて、移行スケジュールについても、戸籍関係業務など移行期限までの移行が困難となるシステムが新たに判明しており、また、今後の増加も想定されることから、都市自治体ごとの進捗状況を踏まえ、適切な移行期限を設定するなど、安全・確実な移行ができるよう、引き続き柔軟に対応するとともに、移行期限を見直したシステムについては、令和8年度以降も同様に必要な財政支援を行うこと。

国・地方デジタル共通基盤の推進に当たっては、都市自治体の業務フローや実態を把握したうえで、制度・業務・システムの一体的な検討を進めること。

（新たな地方創生の実現に向けた財源の充実）

人口減少問題への対応による新たな地方創生の実現に向けて、都市自治体が取組を自主的・主体的に実施できるよう、地方財政計画の地方創生推進費を拡充するなど十分な地方財源を確保すること。

地方創生に係る交付金については、これまでにない新たな地方創生の取組を推進できるよう、その拡充を図ること。

また、地方財政計画の地域デジタル社会推進費については、すべての地域が

デジタル化によるメリットを享受できるよう、地域のデジタル化の推進に必要な経費を適切に計上すること。

（地域公共交通の再構築）

地域公共交通は、地域住民の日常生活を支える移動手段として、また、都市から地方への人の流れを創る社会基盤として、地方創生を推進するうえで重要な役割を担っていることから、その維持・確保及び利便増進等やネットワークの再構築に向けた取組に対し、積極的な支援策を講じること。

特に、ローカル鉄道の再構築は、経済性に偏った議論がなされないよう、地域公共交通としての利便性・持続可能性の確保を基本として、ローカル鉄道に対する地域の声を十分に反映し、国が主体的に関与・調整すること。

あわせて、再構築に関する仕組みが改正地域交通法によって創設されていることから、鉄道事業法における事業廃止の規定については、沿線自治体の意見が反映されるよう、法制度の見直しも含め適切な措置を講じること。

また、自然災害による被災路線の早期復旧と代替交通の確保を図るとともに、鉄道事業者において被災を契機に直ちに存廃の議論に結び付けることがないよう、国として対応を図ること。

（農地法制の見直しに伴う農地の確保と主体的なまちづくりの両立）

都市自治体は、人口減少社会を迎え、地域における雇用創出や所得向上に向け、食料安全保障の根幹となる農地の確保の重要性を認識し、農業振興も含めたまちづくりに取り組んでいる。今後とも地方創生の実現に資する農業地域の振興と総合的な土地利用を図るうえで、農振法等の運用に当たっては、農地の総量確保に拘泥することなく、地域の実情に応じた取組に十分配慮すること。

以上決議する。

令和6年11月14日

全 国 市 長 会